

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					一部開示	不開示	不開示	存在 不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	R5.4.27	R5.6.23	(1) 品川営業所の駐車届出簿 (令和4年4月28日から令和5年4月27日まで) (2) 品川営業所支部長の苦情処理整理簿 (令和4年4月28日から令和5年4月27日まで)	752	1					1								1	(7条2号) 自家用車等で通勤した者に関するエリ番、氏名、本人印、登録番号、タイヤ等の情報は、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することで特定個人が識別されるおそれがあるものであり、公にすることで、当該者の通勤方法や、自家用車等を使用する事情等が明らかになるなど、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。 (7条2号) エリ番の情報は、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することで特定個人が識別されるおそれがあるものであり、公にすることで、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。 (7条2号) 苦情処理整理簿の苦情内容欄は、公にすることによって苦情申出者が特定されるおそれがある。 (7条6号) 申出者は、第三者に開示されることを前提として苦情申出するものではないところ、苦情の内容が開示されるということとなり、申出者は今後、苦情申出を躊躇することとなり、苦情処理制度の運用に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	交通局自動車部管理課		
2	R5.4.27	R5.6.23	品川営業所支部長の作業雑勤務記録簿 (令和3年1月から令和5年4月27日まで)	137	1															交通局自動車部管理課		
3	R5.5.6	R5.6.28	京成電鉄所屬車両の車両回送費用の請求に関する文書 (03交電車第820号)	13		1						1	1							(7条4号) 公にすることによりテロや犯罪行為に悪用されるおそれがあるため。 (7条3号) 経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。	交通局電車部運転課	
4	R5.5.29	R5.6.20	事業用定期借地権設定契約公正証書 (平成31年第58号)	40		1						1	1	1						(7条2号) 代理人の生年月日については、個人が識別されることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 代理人の氏名は、公にすることにより事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 (7条4号) 対象地上の建物の各種図面については、各室の用途や配置が示されており、公にすることにより、窃盗等犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局資産運用部資産活用課	
5	R5.5.31	R5.6.6	お忘れものセンター運営業務委託 (長期継続契約) (契約番号03-20210) の仕様書	51		1								1						(7条4号) お忘れものセンターでは常に現金、貴金属等を含むお客様の遺失物を保管しており、公にすることで犯罪を誘発し、又は犯罪実行を容易にするおそれがあるため。	交通局総務部お客様サービス課	
6	R5.6.5	R5.6.19	(1) 大江戸線新宿西口駅外1駅照明器具更新その他工事 (2) 大江戸線新宿変電所から新宿西口駅電気室間高圧ケーブル引替工事 上記件名の工事概要書、種目・科目内訳書、細目内訳書、特記仕様書	87		1																
7	R5.6.5	R5.6.13	浅草線西馬込駅冷房設備更新その他工事の工事変更について (4交電車第1538号)	4		1						1									(7条2号) 現場代理人の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。	交通局車両電氣部電力課
8	R5.6.8	R5.6.13	・東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱要綱及び東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱要綱	57		1																
9	R5.6.8	R5.6.16	大江戸線 光が丘駅 駅一般平面図	3		1															(7条4号) 公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局建設工務部計画改良課